

東京都動産・債権担保融資（ＡＢＬ）制度要綱

「平成２６年４月２３日」
「２６産労金金第１４７号」

改正	平成２６年	４月２８日	２６産労金金第	１８０号
改正	平成２６年	５月２９日	２６産労金金第	３０４号
改正	平成２６年	６月２６日	２６産労金金第	４３９号
改正	平成２６年	７月２５日	２６産労金金第	５４５号
改正	平成２６年	８月２７日	２６産労金金第	６３７号
改正	平成２６年	９月２６日	２６産労金金第	７５２号
改正	平成２６年	１１月２０日	２６産労金金第	９５１号
改正	平成２７年	１月２６日	２６産労金金第	１１５５号
改正	平成２７年	３月２７日	２６産労金金第	１４３９号
改正	平成２７年	４月２７日	２７産労金金第	１６６号
改正	平成２７年	５月２７日	２７産労金金第	２７７号
改正	平成２７年	８月２７日	２７産労金金第	６１３号
改正	平成２７年	９月３０日	２７産労金金第	７３２号
改正	平成２７年	１０月２８日	２７産労金金第	８１０号
改正	平成２７年	１１月２７日	２７産労金金第	９２２号
改正	平成２８年	３月２９日	２７産労金金第	１４３２号
改正	平成２８年	５月１３日	２８産労金金第	２２０号
改正	平成２９年	３月２４日	２８産労金金第	１１２４号
改正	平成２９年	７月２５日	２９産労金金第	５２２号
改正	平成２９年	１２月 ７日	２９産労金金第	１０８０号
改正	平成３０年	３月３０日	２９産労金金第	１６８５号
改正	平成３０年	４月 ９日	３０産労金金第	８号
改正	平成３０年	４月２４日	３０産労金金第	１６３号
改正	平成３１年	３月 ４日	３０産労金金第	１３１４号
改正	平成３１年	４月２６日	３１産労金金第	１６７号
改正	令和 元年	６月１８日	３１産労金金第	３１７号
改正	令和 元年	９月１８日	３１産労金金第	７１１号
改正	令和 元年	１０月１８日	３１産労金金第	８２０号
改正	令和 元年	１１月２９日	３１産労金金第	９２５号
改正	令和 ２年	３月１１日	３１産労金金第	１４５５号
改正	令和 ３年	１月 ４日	２産労金金第	１１３５号
改正	令和 ３年	３月１２日	２産労金金第	１４２８号
改正	令和 ４年	３月３１日	３産労金金第	１３０８号
改正	令和 ４年	５月２３日	４産労金金第	２３６号
改正	令和 ５年	３月２４日	４産労金金第	１３２５号
改正	令和 ５年	７月１８日	５産労金金第	４６４号
改正	令和 ５年	９月２０日	５産労金金第	６５２号
改正	令和 ６年	１月２４日	５産労金金第	９７５号

改正	令和	6年	3月19日	5産労金金第1241号
改正	令和	6年	5月10日	6産労金金第203号
改正	令和	6年	6月25日	6産労金金第372号
改正	令和	6年	12月23日	6産労金金第933号

第1 目的

この要綱は、中小企業が有する動産又は債権を担保とする「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度」（以下「本制度」という。）の実施に当たり必要な事項を定め、もって不動産や個人保証に過度に依存しない融資を促進し、創業期や成長期、新たな事業展開等、企業の成長ステージに応じ、中小企業の資金調達の円滑化・多様化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

1 中小企業

次の（１）又は（２）のいずれかに該当するものとする。

（１）中小企業者

次のア及びイを満たすものとする。

ア 個人事業者、会社（株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業法人（監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、社会保険労務士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人）、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人のいずれかであること

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に該当すること

（２）組合

法人格を有する組合であって、次のア及びイを満たすものとする。

ア 中小企業等協同組合、消費生活協同組合、商店街振興組合、協業組合、商工組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合等のいずれかであること

イ 信用保険法第2条第1項に該当すること

2 小規模企業

次のアからキまでのいずれかに該当するものとする。

ア 常時使用する従業員の数が30人（小売業、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については10人）以下の会社及び個人であって、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業及び金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業（以下「対象事業」という。）を行うもの

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号。以下「政令」という。）で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、対象事業を行うもの

ウ 事業協同小組合であって、対象事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が対象事業を行う者であるもの

エ 対象事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が30人以下のもの

オ 対象事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が30人以下のもの

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が30人以下

のもの（前各号に掲げるものを除く。）

キ 対象事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が30人（小売業、卸売業又はサービス業を主たる事業とするものについては10人）以下のもの

3 担保評価機関

この要綱に基づく融資実行の際に、取扱金融機関からの依頼により担保評価（第三者評価）を行う機関とする。

4 保証機関

この要綱に基づく融資実行の際に、取扱金融機関からの依頼により取扱金融機関が行う中小企業への融資に対する保証を行う機関とする。

5 取扱金融機関

この要綱に基づく担保評価機関を活用した融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関（担保評価機関活用）」という。）又はこの要綱に基づく保証機関を活用した融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関（保証機関活用）」という。）とする。

6 付保機関

この要綱に基づく担保評価機関を活用した融資に関する担保物件に対して、その保全を目的とした保険契約について審査を行い、保険による補償を行う機関とする。

7 売掛債権

担保物件の対象となる売掛債権は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に定める売掛金、受取手形及び電子記録債権で、保証機関又は取扱金融機関が担保の設定を認めるもの

8 棚卸資産

担保物件の対象となる棚卸資産（以下「在庫」という。）は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に定める商品、製品、副産物、半製品、原料及び材料、仕掛品で、取扱金融機関が担保の設定を認めるもの

9 機械・設備

担保物件の対象となる機械・設備は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に定める機械及び装置、車輛及びその他有形固定資産で、保証機関又は取扱金融機関が担保の設定を認めるもの。なお、特段の定めがない限り、再生可能エネルギー発電設備を含む

10 再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に定めるものであって、取扱金融機関が担保の設定を認めるもの

11 事業用資産

本制度において担保対象物件とする、7から10までの資産の総称

12 更新

更新とは、既往債務について新たな融資を以って返済し新たな融資について消費貸借契約等を締結すること

第3 役割分担

本制度の実施に当たっては、東京都（以下「都」という。）、担保評価機関、保証機関、取扱金融機関及び付保機関が次のとおり役割分担を行い、相互の協力により適正円滑を期するものとする。

1 都は、担保評価機関及び保証機関を選定し、本制度の実施に必要な事項について、担保評価機関、保証機関等と別途契約を締結するとともに、必要な要綱等を策定する。

また、予算の範囲内において、中小企業に対し、担保評価費用等補助を行うとともに、保証機関又は取扱金融機関（担保評価機関活用）に対し、損失補助を行う。

2 担保評価機関は、この要綱に基づく担保評価機関を活用した融資に関する担保物件

の評価を行う。

- 3 (1) 保証機関は、この要綱に基づく保証機関を活用した融資に関する審査及び担保物件の評価を行い、保証条件を充たしていると認めた場合には、取扱金融機関（保証機関活用）が行う中小企業への融資に対し、保証及び担保の設定を行う。
(2) 保証機関は、担保物件の管理を行うとともに、当該保証債務を履行した場合には、当該担保物件の処分など求償権の適正な管理を行う。
(3) 前2号にかかわらず、保証機関と取扱金融機関（保証機関活用）は、両者の合意により、担保の設定・管理・処分に関する役割分担を変更することができる。
- 4 (1) 取扱金融機関（担保評価機関活用）は、この要綱に基づく担保評価機関を活用した融資に関する審査を行い、中小企業に対して円滑な資金の貸付け及び融資債権の管理を行う。
また、取扱金融機関（担保評価機関活用）は、担保評価機関が行う担保物件の評価に基づき、融資とあわせて担保の設定を行うとともに、担保物件の管理や、当該担保権を行使した場合には、当該担保の処分を行う。
(2) 取扱金融機関（保証機関活用）は、この要綱に基づく保証機関を活用した融資に関する審査を行い、中小企業に対して円滑な資金の貸付け及び融資債権の管理を行う。
また、取扱金融機関（保証機関活用）は、前項（3）において、保証機関と担保の設定・管理・処分に関する役割分担を変更した場合には、融資とあわせて担保の設定を行うとともに、担保物件の管理や、当該担保権を行使した場合には、当該担保の処分を行う。
- 5 付保機関は、中小企業又は取扱金融機関（担保評価機関活用）の申出により、この要綱に基づく担保評価機関を活用した融資に関する担保物件に対して、その保全を目的とした保険契約に関する審査を行い、その結果に応じて保険契約を締結し、補償を行う。

第4 担保評価機関

トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社
株式会社帝国データバンク
Tranzax 株式会社
特定非営利活動法人日本動産鑑定
株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

第5 保証機関

オリックス自動車株式会社
昭和リース株式会社
GMOペイメントゲートウェイ株式会社

第6 取扱金融機関

原則として、別紙に定める金融機関の東京都内に設置された本支店等とする。

第7 付保機関

融資又は保証ごとに定める。

第8 融資又は保証の対象

融資又は保証の対象は、原則として次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業とする。ただし、融資又は保証ごとに別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。

- 1 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有すること
- 2 事業税及び法人税（個人事業者については所得税）その他租税の未申告・滞納や、

社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合等はこの限りではない。

- 3 銀行取引停止処分を受けていないこと
- 4 事業を営むために許可、認可、登録及び届出等を必要とする場合は、当該許可等を受けていること
- 5 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（平成23年東京都条例第54号第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- 6 対象事業を営んでいること。ただし、対象事業と非対象事業を兼業している場合は、資金使途が対象事業に係るものであることが明らかである場合に限り、対象となる。

第9 融資又は保証の条件

融資又は保証の条件は次の表のとおりとする。ただし、次の表の「期間」欄記載の事項を除き（「期間」欄記載の事項は、次の表の記載事項が優先する。）融資又は保証ごとに別段の定めがある場合には、別段の定めが優先する。

資金使途	事業性資金（不動産購入資金を除く）
限度額	2億5千万円以内で、融資又は保証ごとに定める。
期間	売掛債権・在庫を担保とする融資：次の区分に従う。 手形貸付・証書貸付：1年以内で融資又は保証ごとに定める。 期間を1年以内とする更新は可能であるが、初回融資又は保証から累計期間が3年を超える更新の場合には、期間は6か月以内とする。 当座貸越：1年以内で融資又は保証ごとに定める。期間を1年以内とする更新可能。 機械・設備を担保とする融資：7年以内（更新不可）で、融資又は保証ごとに定める。ただし、再生可能エネルギー発電設備の場合は15年以内（更新不可）で、融資又は保証ごとに定める。
利率（年）	融資又は保証ごとに定める。
返済方法	融資又は保証ごとに定める。
形式	融資又は保証ごとに定める。
信用保証	原則として、保証機関の信用保証を要する。ただし、担保評価機関を活用した融資の場合、信用保証を要しない。
信用保証料	保証機関の定める料率による。
保証人	原則不要
物的担保	1 本要綱第2の7、8及び9（但し、9においては、再生可能エネルギー発電設備を除く）に定めるいずれかを物的担保として設定し、民法（明治29年法律第89号）第467条の規定に基づく確定日付のある通知若しくは承諾、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条の規定に基づく債権譲渡登記等により、譲渡担保権の對抗要件を具備するものとする。 2 本要綱第2の10に定める物件を担保とする融資であって、当該物件を単独で担保設定可能な場合も1と同様とするが、本要綱第2の10に定める物件と同時に不動産へ担保設定することが必要な場合は、根抵当権により登記することとし、対象物件については融資実行前に都と取扱金融機関で協議する。
物的担保の实地確認等	保証機関又は取扱金融機関は、担保物件の实地確認等を行い、担保物件を適正に管理しなければならない。

旧債振替の禁止	中小企業は、原則として、本制度により借り入れた資金をもって取扱金融機関等が有する債務の返済に充ててはならない。 ただし、本要綱第2の7、8に定めるいずれかの物件を担保とする融資については、アに該当する場合、本要綱第2の9（ただし、再生可能エネルギー発電設備を除く）に定める物件を担保とする融資については、アまたはイに該当する場合には、借換えのために行った保証又は融資の全部又は一部を当該借換え対象の既往債務の返済に充てることができる。 ア 本制度に係る既往債務を借り換える場合（この場合において借換え対象の既往債務残高は融資限度額に含まない。） イ 本制度に供する物的担保を取得するにあたり、現金決済が必要等の事由により生じた既往債務（つなぎ融資）を借り換える場合
条件変更	条件変更は、中小企業において、債務の弁済に支障が生じている、又は生ずるおそれがある既往債務について、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、期間等の条件を変更することに限る。

第10 融資又は保証の申込

（1）申込受付時期

各年度4月1日から当該年度の末日まで。ただし取扱金融機関又は保証機関ごとに別段の定めがある場合、別段の定めが優先する。

（2）申込受付機関

別紙に定めるとおり。

（3）申込みに必要な書類

別紙に定めるとおり。

第11 都の補助

取扱金融機関又は保証機関による積極的な融資や保証を促進するとともに、中小企業の負担を軽減するため、都は次の補助を行う。

（1）担保評価費用等補助

中小企業が負担する担保物件の査定及び実地確認等に係る費用（交通費のうち、社会通念上妥当と認められるものを含む。）並びに保険料（付保機関に対するものに限る。）及び信用保証料であって知事が認めるものを対象とする。

なお、上記に関わらず、機械・設備のうち再生可能エネルギー発電設備を担保とする融資に係る負担金の対象は、借受者が関係機関に支払うべき費用等であって、借受者が負担する保険料（付保機関に対するものに限る。また、融資実行に伴い担保物件に対して付保契約するものの費用であって、対象期間は保険契約から1年以内とする。）及び担保物件の査定に係る費用（初回分のみとし、物件完成6か月以内に行う稼働後評価を含む）であって知事が認めるものとし、再評価及び実地確認等に係る費用は対象外とする。

また、都は、中小企業が負担する担保評価等に係る費用の合計額について、小規模企業または創業5年未満の中小企業の場合、その全額、それ以外の中小企業の場合、その2分の1の額を、それぞれ保証機関又は取扱金融機関（担保評価機関活用）を通じ、中小企業に対して補助する。ただし、都の負担金の上限額については、次のとおりとする。

ア 売掛債権を担保とする融資については、次のとおりとする。

（ア）借受者が中小企業の場合

保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちの

いずれか小さい額の年率3.5パーセントに相当する額

(イ) 借受者が小規模企業の場合

保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率3.5パーセントに相当する額もしくは年間70万円のいずれか大きい額

イ 在庫を担保とする融資については、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率3.5パーセントに相当する額

ウ 機械・設備を担保とする融資については、保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率4パーセントに相当する額

エ アからウに関わらず、借受者が創業5年未満の中小企業であって、金融機関が認める場合、保証機関による保証額、担保評価機関による評価額又は融資額のうちいずれか小さい額の年率4パーセントに相当する額

(2) 損失補助

取扱金融機関（担保評価機関活用）又は保証機関が、融資の実行後に、担保物件の処分及び求償権の行使等を実施しても回収できない損失が生じた場合、「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度損失補助審査委員会」による審査を経た上で、都が認定した損失の8割相当額の補助を行う。

第12 融資又は保証の手順

(1) 担保評価機関を活用した融資

ア 中小企業は、取扱金融機関（担保評価機関活用）に対し、自らが保有する事業用資産を担保にした融資の申込みを行う。

イ 取扱金融機関（担保評価機関活用）は、当該申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、担保評価機関に対し、担保物件に関する評価の申込みを行う。

また、中小企業の希望に応じ、担保物件に対して、その保全を目的とした保険契約を締結し、補償依頼を行う。

ウ 担保評価機関は、担保物件に関する評価を行い、取扱金融機関（担保評価機関活用）に対して評価結果を通知する。

エ 取扱金融機関（担保評価機関活用）は、評価結果に基づき、中小企業に対して融資を行う。この際、中小企業は、取扱金融機関（担保評価機関活用）に対し、事業用資産を担保提供する。

オ 取扱金融機関（担保評価機関活用）及び担保評価機関は、適切な役割分担に基づき、中小企業に対する融資期間中の担保物件の実地確認等を行う。

カ 都は、実行された融資について貸倒れが発生した場合には、評価や担保物件の実地確認等の実施状況等に関する調査・審査を踏まえ、取扱金融機関（担保評価機関活用）に対し、その損失の一部を補助する。

キ 都は、中小企業の負担となる担保物件に関する評価等に係る費用の一定割合について、取扱金融機関（担保評価機関活用）を通じて補助する。

(2) 保証機関を活用した融資

ア 中小企業は、取扱金融機関（保証機関活用）に対し、自らが保有する事業用資産を担保にした融資の申込みを行う。

イ 取扱金融機関（保証機関活用）は、当該申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、保証機関に対し、担保物件に関する評価及び保証の申込みを行う。

ウ 保証機関は、担保物件に関する評価及び保証審査を行い、取扱金融機関（保証機関活用）に対して審査結果を通知する。審査の結果、適当と認めた場合には、融資に対する保証を行う。

- エ 取扱金融機関（保証機関活用）は、保証機関の保証に基づき、中小企業に対して融資を行う。この際、中小企業は、保証機関又は取扱金融機関（保証機関活用）に対し、事業用資産を担保提供する。
- オ 取扱金融機関（保証機関活用）又は保証機関は、適切な役割分担に基づき、中小企業に対する融資期間中の担保物件の实地確認等を行う。
- カ 保証機関は、実行された融資について貸倒れが発生した場合には、取扱金融機関（保証機関活用）との間で締結した保証契約に基づく代位弁済を行う。
- キ 都は、保証機関が代位弁済を行った場合、評価や担保物件の实地確認の実施状況等に関する調査・審査を踏まえ、保証機関に対し、その損失の一部を補助する。
- ク 都は、中小企業の負担となる担保物件に関する評価等に係る費用の一定割合について、保証機関を通じて補助する。

第 1 3 報告

取扱金融機関（担保評価機関活用）及び保証機関は、3月末日及び9月末日現在の融資実績及び保証実績等を様式第1号により翌月20日までに都に報告するものとする。

第 1 4 重大な違反行為があった場合の措置

都は、担保評価機関、保証機関、取扱金融機関又は付保機関に、法令又はこの要綱に違反する重大な違反行為等があった場合、本制度の実施に当たり都が締結した契約を解除するなど、当該機関を本制度の実施主体から除外するため、必要な措置を講じることができる。

第 1 5 その他

- 1 都は、本制度を実施するために必要があると認めるときは、担保評価機関、保証機関、取扱金融機関又は付保機関に対して担保評価、保証、融資又は付保業務の状況その他参考となる事項について報告及び資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 都は、損失補助を行った保証機関又は取扱金融機関（担保評価機関活用）に対して、必要な指示をし、帳簿その他関係書類を調査することができるものとする。
- 3 この要綱と異なる条件の担保評価、保証、融資又は付保がなされた場合、都は担保評価機関、保証機関、取扱金融機関又は付保機関に対して訂正を求めることができるものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日より施行する。

附 則（平成26年4月28日26産労金金第180号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日26産労金金第304号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日26産労金金第439号）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年7月25日26産労金金第545号）

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年8月27日26産労金金第637号）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日26産労金金第752号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、改正後の第7の規定は、同年9月1日から適用する。

附 則（平成26年11月20日26産労金金第 951号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年 1月26日26産労金金第1155号）

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年 3月27日26産労金金第1439号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 4月27日27産労金金第 166号）

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成27年 5月27日27産労金金第 277号）

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年 8月27日27産労金金第 613号）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成27年 9月30日27産労金金第 732号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月28日27産労金金第 810号）

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日27産労金金第 922号）

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日27産労金金第1432号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月13日28産労金金第 220号）

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

附 則（平成29年3月24日28産労金金第1124号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第9の規定は、平成26年5月1日からの融資又は保証に適用する。

附 則（平成29年7月25日29産労金金第 522号）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成29年12月7日29産労金金第1080号）

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29産労金金第1685号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第9の規定は、平成26年5月1日からの融資又は保証に適用する。

附 則（平成30年4月 9日30産労金金第 8号）

この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

附 則（平成30年4月24日30産労金金第 163号）
この要綱は、平成30年5月 1日から施行する。

附 則（平成31年3月 4日30産労金金第1314号）
この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日31産労金金第 167号）
この要綱は、令和元年5月 7日から施行する。

附 則（令和元年6月18日31産労金金第 317号）
この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月18日31産労金金第 711号）
この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年10月18日31産労金金第 820号）
この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日31産労金金第 925号）
この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則（令和2年 3月11日31産労金金第1455号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月4日2産労金金第1135号）
この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則（令和3年3月12日2産労金金第1428号）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3産労金金第1308号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月23日4産労金金第236号）
この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則（令和5年3月24日4産労金金第1325号）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月18日5産労金金第 464号）
この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日5産労金金第 652号）
この要綱は、令和5年10月13日から施行する。

附 則（令和6年1月24日5産労金金第 975号）
この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

附 則（令和6年3月19日5産労金金第1241号）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月10日6産労金金第 203号）
この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附 則（令和6年6月25日6産労金金第 372号）
この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

附 則（令和6年12月23日6産労金金第 933号）
この要綱は、令和7年1月16日から施行する。

別記

中小企業信用保険法第2条第1項で定める中小企業者の範囲

(1) 法人（組合を除く。）又は個人事業者

次の表に掲げる要件（資本金要件又は従業員数要件のいずれか一方でよい。）を満たすもの

業 種	資本金（注1）	従業員数
製造業等（注2）	3億円以下	300人以下（注3）
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（注4）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下（注5）
医療法人等（注6）	条件なし	300人以下

（注1）特定非営利活動法人は、資本金要件を適用しない。

（注2）製造業等の「等」とは、保証対象業種で、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。〔業種例〕ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、不動産業、運送業、出版業

（注3）ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は900人以下（特定非営利活動法人は除く。）

（注4）小売業は飲食業を含む

（注5）旅館業は200人以下（特定非営利活動法人は除く。）

（注6）医療法人及び医業を主たる事業とする法人

(2) 組合

次のいずれかを満たすもの

ア 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、信用保証協会の保証対象事業を営むもの又はその構成員の3分の2以上が信用保証協会の保証対象事業を営んでいる者であるもの

イ 協業組合であって、信用保証協会の保証対象事業を営んでいるもの

ウ 商工組合及び商工組合連合会であって、信用保証協会の保証対象事業を営むもの又はその構成員が信用保証協会の保証対象事業を営んでいる者であるもの

エ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その構成員の3分の2以上が資本金又は出資の総額が5,000万円（卸売業は1億円）以下又は常時50人（卸売業、サービス業は100人）以下の従業員を使用する者であるもののうち、信用保証協会の保証対象事業を営むもの又はその構成員が信用保証協会の保証対象事業を営む者であるもの

オ 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その構成員の3分の2以上が資本金又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その構成員の3分の2以上が資本金又は出資の総額が5,000万円（卸売業は1億円）以下又は常時50人（卸売業は100人）以下の従業員を使用する者であるもの

カ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その構成員の3分の2以上が資本金又は出資の総額が3億円以下又は、常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

担保評価機関を活用した融資

第 1 朝日信用金庫による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社帝国データバンク

特定非営利活動法人日本動産鑑定

5 取扱金融機関及び取扱開始日

朝日信用金庫（平成 2 6 年 5 月 1 日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

（1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）

（2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	1 0 , 0 0 0 万円以内
融資期間	1 年以内（ただし、所定の申請を経て 1 年ずつ当初から最長 3 年まで更改可能）
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済
融資形式	証書貸付、手形貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税及び、法人住民税）・（法人税及び消費税の＜その1及び、その3の3＞）なお、その他の納税証明書が必要となる場合がある。・・・・・・・・・・1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類
- (6) 社会保険料納入確認書（未納の有無を確認するもの）

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、朝日信用金庫が行う。

第2 城南信用金庫による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社帝国データバンク
Tranzax 株式会社
特定非営利活動法人日本動産鑑定

5 取扱金融機関及び取扱開始日

城南信用金庫（平成26年5月1日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- (1) 法人、法人格を有する組合又は個人事業者
- (2) その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	25,000万円以内
融資期間	最長1年
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済、随時返済
融資形式	証書貸付、手形貸付、当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (3) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (4) 納税証明書（その3の3及び法人税の納税地が都外である場合は都の事業税）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、城南信用金庫が行う。

第3 株式会社東京スター銀行による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社
株式会社帝国データバンク

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社東京スター銀行（平成26年5月1日）

6 付保機関

なし

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	25,000万円以内
融資期間	最長1年
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済
融資形式	証書貸付、当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。
事務取扱手数料	融資金額に対して金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (3) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (4) 納税証明書（その3）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社東京スター銀行が行う。

第4 株式会社みずほ銀行による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社みずほ銀行（平成26年5月1日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	3,000万円以上25,000万円以内とし、経常 運転資金の範囲内
融資期間	最長1年
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	期限一括返済、元金均等返済
融資形式	特別当座貸越、証書貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保 証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社みずほ銀行が行う。

第5 株式会社阿波銀行による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社
特定非営利活動法人日本動産鑑定

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社阿波銀行（平成26年12月1日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業主は除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	1,000万円以上25,000万円以内
融資期間	1年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済、随時返済
融資形式	当座貸越
信用保証	信用保証は要しない
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。 なお、「東京都動産・債権担保融資（ABL）制度要綱」第2の7に定める売掛債権を物的担保として設定する場合は、民法（明治29年法律第89号）467条の規定に基づく確定日付のある通知若しくは承諾は不可とする。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。
事務取扱手数料	金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
※電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社阿波銀行が行う。

第6 さわやか信用金庫による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社帝国データバンク
特定非営利活動法人日本動産鑑定

5 取扱金融機関及び取扱開始日

さわやか信用金庫（平成27年4月1日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業
（1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
（2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	1,000万円以上25,000万円以内
融資期間	1年以内（ただし、所定の申請を経て1年ずつ当初から最長3年まで更改可能）
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期限一括返済
融資形式	証書貸付、手形貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（「法人税」と「消費税及地方消費税」について未納税額がないことの証明＜その3の3＞、法人税＜その1＞または法人事業税）・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、さわやか信用金庫が行う。

第7 西武信用金庫による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社帝国データバンク
Tranzax 株式会社
特定非営利活動法人日本動産鑑定

5 取扱金融機関及び取扱開始日

西武信用金庫（平成27年6月1日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	1,000万円以上25,000万円以内
融資期間	1年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期限一括返済
融資形式	証書貸付、手形貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。）・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人税及び消費税の未納税額がないことの証明（その1及びその3の3））・・・・・・・・・・ 1部

なお、その他納税証明書が必要となる場合がある。

- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、西武信用金庫が行う。

第8 株式会社きらぼし銀行による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社
株式会社帝国データバンク
Tranzax 株式会社
特定非営利活動法人日本動産鑑定
株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社きらぼし銀行（平成27年12月1日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

(1) 売掛債権・在庫を担保とする融資

融資限度額	1,000万円以上25,000万円以内
融資期間	1年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等分割返済、期日一括返済、随時返済（当座貸越のみ可）
融資形式	証書貸付、手形貸付、当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。
モニタリング手数料	融資実行額の1%以下+消費税

(2) 再生可能エネルギー発電設備を担保とする融資

融資限度額	1,000万円以上25,000万円以内
融資期間	15年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等分割返済
融資形式	証書貸付

信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	再生可能エネルギー発電設備に対する動産譲渡担保および売電債権に対する債権譲渡担保登記を必須とする。また、発電事業を行う土地を所有している場合は、不動産担保登記も必須とする。
損害保険	再生可能エネルギー発電設備に関する付保を必須とする（本要綱第11に定めるとおり、補助対象期間は保険契約から1年以内）
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社きらぼし銀行が行う。

第9 株式会社京葉銀行による融資制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社帝国データバンク
特定非営利活動法人日本動産鑑定
株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社京葉銀行（平成30年4月16日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業主を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	1,000万円以上25,000万円以内
融資期間	1年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済、随時返済
融資形式	証書貸付、手形貸付、当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。
モニタリング手数料	融資実行額の1%+消費税

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会京葉銀行が行う。

第 10 株式会社千葉銀行による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

特定非営利活動法人日本動産鑑定
株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社千葉銀行（平成 30 年 4 月 16 日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	25,000 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済、随時返済（当座貸越のみ可）
融資形式	証書貸付、手形貸付、当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
手数料	
モニタリング手数料 （継続利用 2 回目以降）	原則、融資実行額（極度扱いの場合は極度額）の 2% 以下＋消費税 ※担保物件・モニタリング方法等により手数料率が変わ動します。
その他事務取扱手数料	金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社千葉銀行が行う。

第 1 1 株式会社足利銀行による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社
特定非営利活動法人日本動産鑑定

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社足利銀行（平成 3 1 年 4 月 1 日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業主を含む）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	1, 0 0 0 万円以上 2 5, 0 0 0 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済、随時返済（融資当座貸越のみ）
融資形式	証書貸付、手形貸付、融資当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
資金使途	運転資金
その他（信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
事務取扱手数料	融資金額に対して金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社足利銀行が行う。

第 1 2 城北信用金庫による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

特定非営利活動法人日本動産鑑定

5 取扱金融機関及び取扱開始日

城北信用金庫（令和 2 年 4 月 1 日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

(1) 売掛債権・在庫を担保とする融資

融資限度額	25,000 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済
融資形式	証書貸付、手形貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
事務取扱手数料	金融機関所定の手数料

(2) 再生可能エネルギー発電設備を担保とする融資

融資限度額	25,000 万円以内
融資期間	15 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、元利均等返済
融資形式	証書貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	再生可能エネルギー発電設備に対し、動産譲渡登記をおこなう。 売電債権に対し、債権譲渡登記をおこなう。

その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。
事務取扱手数料	金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1通
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1通
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
 ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税及び法人都民税）・（法人税及び消費税の＜その1及びその3の3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類
- (6) 社会保険料納入確認書（未納の有無を確認するもの）

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、城北信用金庫が行う。

第 1 3 株式会社三井住友銀行による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社三井住友銀行（令和 3 年 1 月 2 5 日）

6 付保機関

なし

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	3, 0 0 0 万円以上 2 5, 0 0 0 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期日一括返済、随時返済
融資形式	証書貸付、当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
手数料	モニタリング手数料 原則、融資実行額(極度扱いの場合は極度額)の 2 % 以下+消費税とし、案件内容により個別に決定する その他事務取扱手数料 金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1通
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1通
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類
- (6) その他貸付人が合理的に求める資料

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社三井住友銀行が行う。

第 1 4 株式会社静岡銀行による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

トゥルーバフィナンシャルソリューションズ株式会社
株式会社帝国データバンク
Tranzax 株式会社
特定非営利活動法人日本動産鑑定
株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社静岡銀行（令和 4 年 4 月 1 日）

6 付保機関

損害保険ジャパン株式会社

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業主を含む。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	3, 0 0 0 万円以上 2 5, 0 0 0 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元金均等返済、期限一括返済
融資形式	証書貸付、当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
手数料	モニタリング手数料 原則、融資額の 2 % 以下（+ 消費税）とし、案件内容により個別に決定します。 その他事務取扱手数料 金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類
- (6) その他貸付人が合理的に求める資料

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社静岡銀行が行う。

第 1 5 株式会社東日本銀行による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン
Tranzax 株式会社

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社東日本銀行（令和 4 年 5 月 3 1 日）

6 付保機関

なし

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業
（1）法人又は法人格を有する組合（個人事業主を除く。）
（2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	1，000 万円以上 25，000 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	随時返済
融資形式	当座貸越
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
手数料	モニタリング手数料 極度額の 1 % 以下 + 消費税

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（（その3の3）「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）・・・・・・・・1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社東日本銀行が行う。

第 1 6 株式会社三菱UFJ銀行による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社三菱UFJ銀行（令和 6 年 1 月 3 1 日）

6 付保機関

なし

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	25,000 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	期日一括返済、元金均等返済、随時返済
融資形式	当座貸越、手形貸付、証書貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
手数料	モニタリング手数料 原則、融資実行額（極度扱いの場合は極度額）の 2 % 以下＋消費税とし、案件内容により個別に決定する。 その他事務取扱手数料 金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類
- (6) その他取扱金融機関が合理的に求める資料

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社三菱UFJ銀行が行う。

第 1 7 株式会社あおぞら銀行による融資制度

1 目的

本要綱第 1 に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第 2 に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第 3 に定めるとおりとする。

4 担保評価機関

株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン

5 取扱金融機関及び取扱開始日

株式会社あおぞら銀行（令和 7 年 1 月 1 6 日）

6 付保機関

なし

7 融資の対象

本要綱第 8 に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を除く。）
- （2）その他担保評価機関又は取扱金融機関が定める条件を満たすもの

8 融資の条件

融資限度額	2 5 , 0 0 0 万円以内
融資期間	1 年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	期日一括返済、元金均等返済、随時返済
融資形式	当座貸越、証書貸付
信用保証	信用保証は要しない。
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第 9 に定めるとおりとする。
手数料	モニタリング手数料 原則、融資実行額(極度扱いの場合は極度額)の 2 % 以下+消費税とし、案件内容により個別に決定する。 その他事務取扱手数料 金融機関所定の手数料

9 申込受付機関

5 に定めるとおりとする。

10 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び担保評価機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 担保物件について取扱金融機関又は担保評価機関が請求する書類
- (6) その他取扱金融機関が合理的に求める資料

11 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

12 報告

本要綱第13の報告は、株式会社あおぞら銀行が行う。

保証機関を活用した融資

第1 オリックス自動車株式会社による保証制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 保証機関

オリックス自動車株式会社

5 取扱金融機関及び取扱開始日

足立成和信用金庫（令和元年10月1日）
亀有信用金庫（平成26年8月1日）
興産信用金庫（平成31年4月1日）
小松川信用金庫（平成26年8月1日）
芝信用金庫（令和元年7月1日）
城北信用金庫（平成26年6月1日）
昭和信用金庫（平成31年4月1日）
青和信用組合（平成26年8月1日）
世田谷信用金庫（平成31年4月1日）
大東京信用組合（平成26年12月1日）
瀧野川信用金庫（平成31年4月1日）
株式会社千葉銀行（平成30年4月16日）
東栄信用金庫（平成26年9月1日）
東京信用金庫（平成31年4月1日）
東京シティ信用金庫（令和元年5月7日）
株式会社東京スター銀行（平成26年5月1日）
東京東信用金庫（平成31年4月1日）
東京ベイ信用金庫（令和元年5月7日）
株式会社三井住友銀行（平成26年10月1日）

6 融資又は保証の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人、法人格を有する組合又は個人事業者（業歴1年以上）
- （2）その他保証機関が定める条件を満たすもの

7 融資又は保証の条件

限度額	25,000万円以下
期間	7年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	元本均等毎月均等返済
融資形式	証書貸付
信用保証	個別保証
信用保証料率（年）	4%以下
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

8 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

9 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び保証機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- | | |
|---|-------------|
| (1) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの） | ・・・・・・・・ 1部 |
| (2) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの） | ・・・・・・・・ 1部 |
| (3) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、
貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。 | ・・・・・・・・ 1部 |
| (4) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞ | ・・・・・・・・ 1部 |
| (5) 保証委託申込書 | ・・・・・・・・ 1部 |
| (6) 担保車輛の販売見積書（新規物件の場合） | ・・・・・・・・ 1部 |
| (7) 車検証（既存物件の場合） | ・・・・・・・・ 1部 |
| (8) 保証機関が求める担保車両の状態を確認可能な書類 | ・・・・・・・・ 1部 |

10 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

11 報告

本要綱第13の報告は、オリックス自動車株式会社が行う。

第2 昭和リース株式会社による保証制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 保証機関

昭和リース株式会社

5 取扱金融機関及び取扱開始日

足立成和信用金庫（令和元年12月2日）
株式会社きらぼし銀行（平成26年5月1日）
株式会社京葉銀行（平成30年4月16日）
興産信用金庫（平成31年4月1日）
株式会社商工組合中央金庫（平成27年9月1日）
城北信用金庫（平成29年8月1日）
西武信用金庫（平成29年4月1日）
東京信用金庫（平成31年4月1日）
東京シティ信用金庫（令和元年5月7日）
株式会社東京スター銀行（平成26年7月1日）
東京東信用金庫（平成31年4月1日）
東京ベイ信用金庫（令和元年5月7日）
株式会社東和銀行（平成26年12月1日）
株式会社東日本銀行（平成27年2月1日）

6 融資又は保証の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人（個人事業者、組合を除く。）
- （2）その他保証機関が定める条件を満たすもの

7 融資又は保証の条件

限度額	500万円以上25,000万円以内
期間	運転資金：5年以内、設備資金：7年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	毎月元金均等返済
融資形式	証書貸付
信用保証	個別保証
信用保証料率（年）	年2.0～6.0%
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

8 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

9 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び保証機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- (1) 申込書兼情報共有に係る同意書
- (2) 印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (3) 履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- (4) 税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 納税証明書（法人事業税又は法人税＜その1又はその3＞）・・・・・・・・・・ 1部
- (6) 担保物件について保証機関が請求する書類
担保物件の内容及び所有権の帰属を確認できる書類
(例) カタログ、見積書、仕様書、売買契約書、納品書、領収書 他
建設機械の場合は、車検証（写）または譲渡証（写）、トラック・バスの場合は車検証（写）及び定期点検記録簿（写）

10 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

11 報告

本要綱第13の報告は、昭和リース株式会社が行う。

第3 GMOペイメントゲートウェイ株式会社による保証制度

1 目的

本要綱第1に定めるとおりとする。

2 定義

本要綱第2に定めるとおりとする。

3 役割分担

本要綱第3に定めるとおりとする。

4 保証機関

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

5 取扱金融機関及び取扱開始日

西武信用金庫（令和6年6月28日）

6 融資又は保証の対象

本要綱第8に該当し、かつ次のいずれにも該当する中小企業

- （1）法人又は法人格を有する組合（個人事業者を含む。）
- （2）その他保証機関が定める条件を満たすもの

7 融資又は保証の条件

限度額	25,000万円以内
期間	1年以内
融資利率（年）	金融機関所定利率
返済方法	期日一括返済、元金均等返済
融資形式	手形貸付、証書貸付
信用保証	個別保証
信用保証料率（年）	6.0%以下
物的担保	担保物件を物的担保として設定する。
その他（資金使途、信用保証料、保証人、旧債振替）	本要綱第9に定めるとおりとする。

8 申込受付機関

5に定めるとおりとする。

9 申込みに必要な書類

原則として次のとおりとする。なお、取扱金融機関及び保証機関の審査等のために、それ以外の書類が必要となる場合がある。

- （1）印鑑証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- （2）履歴事項全部証明書（発行日より3か月以内のもの）・・・・・・・・・・ 1部
- （3）税務署の受領印のある法人税申告書及び決算報告書の写し（原則直近3期分）、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、各勘定内訳明細書を含む。・・・・・・・・・・ 1部
- ※ 電子申告の場合は税務署の受領印に代えて受付結果（受信通知）の添付で可。
- （4）納税証明書（写し）（法人税及び消費税の未納額がないことの証明（その1及びその3の3））なお、その他納税証明書が必要となる場合がある。

10 融資の手順

原則として本要綱第12のとおりとする。

11 報告

本要綱第13の報告は、GMOペイメントゲートウェイ株式会社が行う。